

議案第 89 号

加西市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

加西市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成 22 年 11 月 30 日提出

加西市長 中 川 暢 三

加西市土地改良事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例

加西市土地改良事業等分担金徴収条例（昭和45年加西市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「林道事業」を「林業振興事業」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「林道事業」を「林業振興事業」に改め、同項第4号中「老朽ため池補強」を「ため池等整備」に改め、同項第5号中「モデル」を削り、同項第6号を削り、同項第7号中「林道」を「林業振興」に改め同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同項に次の2号を加える。

- (8) 農用地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧事業
- (9) 山地災害の発生の防止又は復旧に係る治山事業

第4条第1項中「林道事業」を「林業振興事業」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(審議資料)

農地及び農業用施設災害復旧事業並びに山地災害復旧事業（治山事業）の受益者分担金を条例に基づき徴収するため。

災害復旧事業の地元負担金は、従来より一般寄付として受益者が負担していたが、負担の趣旨・根拠等を明確にするため所要の改正を行うもの。